

伊丹市障害者基幹相談支援センター事業実施要綱（令和8年4月制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の2の規定に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置する障害者基幹相談支援センター（以下「センター」という。）が行う事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容等）

第2条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
 - (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
 - (3) 市と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組
 - (4) 重層的支援体制整備事業を通じた包括的な支援体制の整備への参画の取組
 - (5) 権利擁護・虐待の防止に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。
- 2 市長は、事業の全部又は一部を、法第77条の2第3項に規定する者のうち、適切な事業運営ができると認められる者に委託することができる。

（設置の届出）

第3条 前条第2項の規定により委託を受けた者（以下「受託事業者」という。）は、法第77条の2第4項の規定に基づき、事業の開始前に、伊丹市障害者基幹相談支援センター設置届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 届出者の定款及び寄付行為並びに登録事項証明書
 - (2) 職員名簿（職員の生年月日及び住所が記載されたもの。）及び職員の経歴書
 - (3) 職員の有する資格等を証する書面の写し
 - (4) センターの平面図
- 2 受託事業者は、収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を市長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第4条 受託事業者は、前条第1項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに、伊丹市障害者基幹相談支援センター変更届出書（様式第2号）に必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（休止等の届出）

第5条 受託事業者は、事業を休止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、伊丹市障害者基幹相談支援センター休止・再開・廃止届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（職員の配置）

第6条 センター設置者（市がセンターを設置した場合にあっては市長をいい、第2条第2項の規定により市が事業を委託した場合にあっては受託事業者をいう。）は、主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士、その他市長が必要と認める者を1名以上配置しなければならない。

付 則
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。